平成23年6月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 吉田真佐人 平成23年(約第2338号 不当利得返還請求,貸金反訴請求控訴事件(原審・東 京地方裁判所平成21年(ワ)第47046号(甲事件),平成22年(ワ)第33962 号(乙事件))

口頭弁論の終結の日 平成23年5月30日

判 決

甲事件控訴人兼甲事件被控訴人(甲事件原告。以下「原告 A 」という。)

А

B

甲事件控訴人兼甲事件被控訴人(甲事件原告。以下「原告 B」という。)

甲事件控訴人兼乙事件控訴人(甲事件原告兼乙事件被告。以下「原 告 () という。)

上記3名訴訟代理人弁護士 伊 東 良 徳 東京都港区虎ノ門1丁目7番12号

甲事件控訴人兼甲事件被控訴人(甲事件被告。以下「被告ネオライン」という。)

ネオラインキュレタル性オタ外

	. TA .	1747	C27//(本)	以本化	
同代表者代表取締役	原	Л	城	治	
同訴訟代理人支配人	奥		智	大	

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

- 1 -

甲事件被控訴人兼乙事件被控訴人(甲事件被告兼乙事件原告。以下 「被告プロミス」という。)

				体式云红
	同代表者代表取締役	次	保	健
	同訴訟代理人弁護士	南	淵	聡
•	主	文		

1 原告 A の被告らに対する控訴について

原告 A の被告らに対する控訴を棄却する。

2 原告 B の被告らに対する控訴について

原告 B の被告らに対する控訴を棄却する。

- 3 原告 C の被告プロミスに対する控訴について 原告 C の被告プロミスに対する控訴を棄却する。
- 4 被告ネオラインの原告 A 及び原告 B に対する控訴について
  - (1) 被告ネオラインの原告 A に対する控訴について
    原判決主文1項の(2)及び(3)中の原告 A と被告ネオラインに
    関する部分を次のとおり変更する。
    - ア 被告ネオラインは、原告 A に対し、8万1676円及び うち8万0943円に対する平成19年9月12日から支払 済みまで年5分の割合による金員を支払え。
    - イ 原告 A の被告ネオラインに対するその余の請求を棄却す る。
  - (2) 被告ネオラインの原告 B に対する控訴について
    被告ネオラインの原告 B に対する控訴を棄却する。
- 5(1) 原告 A の被告プロミスに対する控訴費用は,原告 A の負担とする。
  - (2) 原告 👌 の被告らに対する控訴費用は、原告 🖁 の負担とす

- 2 -

る。

- (3) 原告 () の被告プロミスに対する控訴費用は, 原告 () の負担とする。
- (4) 原告 A と被告ネオラインとの間に生じた訴訟費用は、第1、
  2 審を通じてこれを3分し、その1を原告 A の負担とし、その余を被告ネオラインの負担とする。
- (5) 被告ネオラインの原告 B に対する控訴費用は、被告ネオラインの負担とする。
- 6 この判決は、4項(1)アに限り、仮に執行することができる。

## 事実及び理由

- 第1 当事者の求めた裁判
  - 1 原告 A の被告らに対する控訴の趣旨
    - (1) 原判決主文1項の(1)及び(3)を次のとおり変更する。
    - (2) 被告らは、原告A に対し、連帯して、60万2440円及びうち55万
      5017円に対する平成21年12月25日から支払済みまで年5分の割合
      による金員を支払え。
  - 2 原告 8 の被告らに対する控訴の趣旨
    - (1) 原判決主文2項を次のとおり変更する。
  - (2) 被告らは、原告 // に対し、被告ネオラインが12万4600円及びうち 11万7593円に対する平成21年12月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を、被告プロミスが11万0148円及びうち10万35 93円に対する平成21年12月25日から支払済みまで年5分の割合によ る金員を被告ネオラインと連帯して支払え。
  - 3 原告 ()の被告プロミスに対する控訴の趣旨
    - (1) 原判決主文4項の(2)及び(3)を取り消す。
    - (2) 被告プロミスは、原告 () に対し、127万9849円及びうち127万

0040円に対する平成21年12月25日から支払済みまで年5分の割合 による金員を支払え。

- (3) 被告プロミスの原告 C に対する反訴請求を棄却する。
- 4 被告ネオラインの原告 Å 及び原告 Å に対する控訴
  - (1) 被告ネオラインの原告 🌶 に対する控訴の趣旨
    - ア 原判決主文1項の(1)及び(2)中の原告 A と被告ネオラインに関する部分 を取り消す。
    - イ 原告 A の被告ネオラインに対する請求を棄却する。
  - (2) 被告ネオラインの原告 B こ対する控訴の趣旨
    - ア 原判決主文2項(1)を取り消す。
    - イ 原告 A の被告ネオラインに対する請求を棄却する。
- 第2 事業の概要
  - 1 本件事案の概要は、次のとおり補正し、当審における当事者の主張を後記3 ないし5のとおり加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の 概要」のうちの原告らと被告らに関する部分に記載のとおりであるから、これ を引用する。
    - (1) 原判決4頁18行目の以下の「被告クラヴィス」をいずれも「クラヴィス」に改める。
    - (2) 原判決5頁13行目から14行目にかけての「譲渡」の次に「(以下「A) 債権譲渡」という。)を加える。
    - (3) 原判決6頁1行目から2行目にかけての「平成19年10月18日」を 「平成19年10月31日」に、9行目の「被告プロミス」を「被告ネオラ イン」にそれぞれ改める。
    - (4) 原判決7頁5行目の「被告」の次に「プロミス」を加え、22行目の次に 行を改めて次のように加える。
      - 「(8) 被告ネオラインは、クラヴィス及び被告プロミスの上記債務を引き受

けた旨自認している(弁論の全趣旨)。」

(5) 原判決8頁16行目の「本件債権譲渡」を「 A 債権譲渡」に改める。

- 2(1) 原審は、原告 A 及び同 B の被告らに対する甲事件過払金返還請求を一 部認容し、その余を棄却し、原告 C の甲事件過払金返還請求を全て棄却し、 被告プロミスの原告 C に対する乙事件反訴貸金請求を全て認容した。
  - (2) 原告ら及び被告ネオラインは、これを不服として控訴した。
- 3 当審における原告 A 同 B 及び同 C の補充主張
  - (1) 契約上の地位が移転したことについて

クラヴィスの100%親会社である被告プロミスは、クラヴィスの廃業と その顧客の切替え及び顧客に対する債権の譲受を一方的に決定し、顧客には クラヴィスとの取引継続という選択肢を与えず、従前のクラヴィスの顧客に 対する過払金返還債務の債務引受までしていることなどの事情を考慮すれば、 被告プロミスは、クラヴィスと原告らとの間の契約上の地位を譲り受ける意 思であったと解すべきである。

原告 A と原告 B の被告プロミスへの弁済及び原告 C が本件契約切替 に応じた行為は、上記の契約上の地位の移転に対する承諾と見るべきである。 (2) 本件債務引受に対する受益の意思表示の存在について

被告プロミスは、 A 債権譲渡及び本件契約切替の際に、クラヴィスの過 払金返還債務につき併存的債務引受をしているところ(以下、これらの債務 引受を「本件債務引受」という。)、これらにより原告 A 及び同 C が不 利益を課される可能性はないから、同原告らの受益の意思表示は必要ない。 仮に本件債務引受が第三者のためにする契約であり、受益の意思表示が必要 であるとしても、これは広く柔軟に解すべきであり、表意者が受益の意思表 示をした時点で債務引受の具体的認識は不要であって、原告 A の被告プロ ミスに対する弁済及び原告 C が本件契約切替に応じた行為は、受益の意思 表示というべきである。

- 5 -

- (3) 信義則遠反について

被告プロミスは、100%子会社であるクラヴィスの顧客・貸付債権の譲 渡を受けクラヴィスを廃業させてその積極財産と収入の道を奪い、顧客は、 他の選択肢もなく債権譲渡や契約切替えに従わざるを得ないという状況の下 で、積極財産を奪い(なお、被告プロミスはクラヴィスに債権譲渡の代金を 支払っていない。)、かつ、全てを決定した主体であるから、クラヴィスの 原告 A Q び同 C に対する過払金返還債務を承継しないと主張するのは信 義則に反する。

(4) 被告プロミスは悪意の受益者であることについて

被告プロミスとクラヴィスは、平成19年6月18日に業務提携契約(以 下「本件業務提携契約」という。)を締結したが、その契約書(甲24)の 7条には顧客情報の提供に関する条項があり、2条(2)で対象顧客の選定は被 告プロミスとクラヴィスが協議して行うとされているから、顧客に対する契 約の切替えを勧誘する段階で、被告プロミスがクラヴィスから顧客の取引情 報を獲得していることは明らかである。債権譲渡の対象顧客は、切替えに応 じなかった者であるから、同様にクラヴィスから被告プロミスに当該顧客の 情報が提供されていたことが明らかである。したがって、被告プロミスは、 悪意の受益者である。

仮に被告プロミスがクラヴィスの過払金返還債務額等を認識していなかっ~ たとしても,悪意が推定される。

(5) 被告ネオラインの消滅時効の主張が失当であること

被告ネオラインは、クラヴィスの債務を引き受けた皆自認するところ、被 告ネオラインの時効主張に係るクラヴィスの過払金返還債務は、第1審共同 被告であったクラヴィスからの控訴がなく、判決によりその存在が確定して いるから、被告ネオラインの時効の主張は失当である。

(6) 被告ネオラインが悪意の受益者であること

- 6 -

被告ネオラインは、被告プロミスの貸付けが利息制限法の制限金利を超え たものであると認識していたこと、及び、平成21年4月以降の返済につい ては、最高裁判決により期限の利益喪失約款の下での返済は任意性がない旨 明らかにされていたことなどに照らし、原告 *3* 取引③についての過払金返 還債務につき、悪意の受益者である。

- 4 当審における被告ネオラインの補充主張
  - (1) 原告 A 取引①は、平成9年5月30日から平成10年11月30日までの取引(以下「第1取引」という。)と平成13年2月13日から平成19年9月11日までの取引(以下「第2取引」という。)の2個と見るべきであり、第1取引の終了から本訴提起まで10年以上が経過しているから、同取引に基づく過払金返還請求権は時効により消滅している。

また,過払金返還請求権の消滅時効の起算点は過払金発生時であるから, 本訴が提起された時点で既にその発生から10年を経過した過払金返還請求 権は時効消滅している。

被告ネオラインは、平成23年5月30日の当審第1回ロ頭弁論期日にお いて消滅時効を援用した。

- (2) 受益者の悪意については、請求者に主張立証責任があるところ、原告らは 被告ネオラインが貸金業の登録者であること、及び、弁済を受領したことし か主張していないから、被告ネオラインの悪意の主張立証がされたとはいえ ない。被告ネオラインには、貸金業法43条1項の適用が否定されるもので はないとの認識を有していたとしてもやむを得ない事情があり、悪意の受益 者と評価することはできない。
- 5 当審における被告プロミスの補充主張
- (1) 契約上の地位が移転していないことについて

クラヴィスと被告プロミスとの間の債権譲渡契約書(丙2の1),業務提 携契約書(甲24)等の記載内容に照らすと、被告プロミスがクラヴィスの

- 7 -

契約上の地位の移転を受けていないことは明らかである。

(2) 本件債務引受に対する受益の意思表示の不存在について

原告 A の被告プロミスに対する債務の弁済及び原告 C の本件契約切替 をもっては、受益の意思表示といえない。同原告らは、その後も受益の意思 表示を行っていないところ、本件債務引受条項は平成20年12月15日を もって撤廃されたから、同原告らが同条項に基づき被告プロミスに対し過払 金請求権を取得することはない。

(3) 信義則違反について

被告プロミスとクラヴィスは別個の法人であること、クラヴィスの廃業は 経営裁量の範囲内の行為であること、被告プロミスはクラヴィスに対し債権 譲渡の対価を支払っていること、原告 C は契約の切替えを拒否することが できたこと、債権譲渡は債務者の同意を要せず債権者が自由にできることか らすれば、被告プロミスがクラヴィスの過払金返還債務を承継しないと主張 することが信義則に反するとはいえない。

(4) 被告プロミスは悪意の受益者ではないことについて

悪意の有無は、被告プロミスが、クラヴィスから譲り受けた債権が存在し ないことを知っていたか否かに係るところ、被告プロミスは、譲受債権や過 払金返還債務の存否を問わず、債権を譲り受けたから、譲り受けた債権が存 在しないことにつき善意であった。

- 第3 当裁判所の判断
  - 1 当裁判所は、(1) 原告 A の甲事件請求は、被告らに対し、連帯して42万円の支払、及び、被告ネオラインに対し、8万1676円及びうち8万094 3円に対する平成19年9月12日から支払済みまで民法704条前段所定の年5分の割合による利息の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、(2) 原告 B の甲事件請求は、被告ネオラインに対し11万7465円の支払(うち10万3465円については被告プロミスとの連帯支払)、及び、

被告プロミスに対し10万3465円の支払(被告ネオラインとの連帯支払) を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、(3) 原告 (の被告プロミ スに対する甲事件本訴請求は理由がなく、(4) 被告プロミスの原告 (に対す る乙事件反訴請求(40万3322円及びうち39万7829円に対する平成 21年12月1日から支払済みまで年26.28%の割合による遅延損害金の支 払請求)は全て理由があるもの判断する。その理由は、次のとおり補正し、当 審における当事者の主張に対する判断を後記2のとおり加えるほかは、原判決 の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」のうちの原告らと被告らに関 する部分に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決14頁15行目から16行目にかけて以下の「被告クラヴィス」を
 いすれも「クラヴィス」に改め、23行目の「しかし」から原判決15頁1
 3行目末尾までを次のとおり改める。

「上記によれば,第1取引と第2取引は,それぞれ別個に契約書が作成され, 適用される利率等も異なる上,両取引の間には相当長期にわたり取引のない 期間があったことなどに照らすと,両取引を一連の取引と認めることはでき ず,他にこれを認めるに足りる証拠はない。

そうすると、原告 A 取引①中の第1取引は、平成10年〕1月30日に 終了したというべきであるところ、同日から甲事件の原告 A の訴えが提起 された平成21年12月24日までに10年以上が経過しているから、同取 引に基づく原告 A のクラヴィスに対する過払金返還請求権は時効により消 滅している(被告ネオラインが、平成23年5月30日の当審第1回口頭弁 論期日において時効を援用したことは、当裁判所に顕著である。)。

以上によると、クラヴィスは、原告 A に対し、原告 A 取引①のうち第 2取引に係る過払金返還債務のみを負い、平成19年9月11日の時点にお ける過払金返還債務元本が8万0943円であり、未収利息が733円であ ることは、本判決別紙「過払い金計算書」記載のとおりであるから、上記合

- 9 -

\_2012\_02/08\_WED\_11:57\_\_FAX\_03\_3291\_6353\_大手町共同法律事務所

 $[\underline{a}]$  010/020

計金額8万1676円及びうち8万0943円に対する同月12日から支払 済みまで民法704条前段所定の年5分の割合による利息の支払義務がある。

- (2) 原判決15頁21行目の「これを」から23行目の「記載からは」までを 「これは、クラヴィスの顧客に対する過払金返還債務を被告プロミスが併存 的に引き受ける旨のクラヴィスと被告プロミスとの合意であると解すること ができるが、甲2の債権譲渡通知書の記載だけからは、原告 A を含む顧客 において」に改める。
- (3) 原判決19頁5行目冒頭から17行目の「次に,」までを削除する。
- (4) 原判決20頁11行目の「この点に関する原告 (の主張は採用できない。」を「原告 (取引①に関する原告 (の主張の当否を判断するまでもなく、被告プロミスが本件契約切替によってクラヴィスの原告 C に対する過払金返還債務を承継した旨の原告 C の主張は、採用できない。」に、15行目の「合意をしていたが」から18行目の「記載からは」までを「合意をしたが、原告 C が署名した丙4の上記のような記載からは、原告 C を含む顧客において」にそれぞれ改め、24行目の「採用できない。」の次に行を改めて次のとおり加える。
  - 「 なお,被告プロミスは,平成20年12月15日,クラヴィスとの間で, 平成19年10月16日締結の本件債権譲渡契約に係る変更契約を締結し, 同日以降,取引開示又は過払金返還の請求をしてきた借主に対しては,過 払金返還債務についての責任を負わない旨を合意したが,原告 C は平成 20年12月15日までに受益の意思表示をしていない。」
- (5) 原判決21頁2行目の「採用できない。」の次に「なお、被告プロミスが、 仮に原告 ひのクラヴィスに対する過払金返還請求権の発生を予測し得たとしても、被告プロミスが原告 C に対し、その過払金返還請求権の存在を告知しなければならないとする根拠はないから(最高裁平成21年9月4日第二小法延判決・民集63巻7号1445頁参照)、被告プロミスが、これを

告げないまま本件契約切替をして原告 () に金銭を貸し付け,その貸付金を 同人の依頼によってクラヴィスに対する約定残元金の支払としてクラヴィス の預金口座に振込送金したことなどが,違法ということはできない。」を加 える。

2 当審における当事者の主張に対する判断

(1) 契約上の地位の移転の不存在

原告らは、クラヴィスの100%親会社である被告プロミスが、クラヴィ スの廃業とその顧客の切替え及び顧客に対する債権の譲受を一方的に決定し、 顧客にはクラヴィスとの取引継続という選択肢を与えず、従前のクラヴィス の顧客に対する過払金返還債務の債務引受までしていることなどの事情を考 慮すれば、被告プロミスはクラヴィスと原告らとの契約上の地位を譲り受け た旨主張する。

しかし、原告ら主張に係る事情を考慮したとしても、クラヴィスと被告プロミスとの間の本件債権譲渡契約書(丙2の1)、業務提携契約書(甲2 4)等の記載内容に照らすと、被告プロミスがクラヴィスの契約上の地位の 移転を受けたとまでは認められないから、原告らの上記主張は、採用することができない。

(2) 本件債務引受に対する受益の意思表示の不存在

原告らは、本件債務引受の利益を得るためには受益の意思表示を必要とせず、また、仮にこれが必要であるとしても、広く柔軟に解すべきであり、表意者が受益の意思表示をした時点で債務引受の具体的認識は不要であって、 原告 A の被告プロミスに対する弁済及び原告 C が本件契約切替に応じた 行為は受益の意思表示に当たる旨主張する。

しかし,本件債務引受は第三者のためにする契約であることが明らかであ り,これによる利益を得るためには第三者が受益の意思表示をする必要があ るところ,第三者が過払金請求権の存在及び併存的債務引受合意が存在する ことを認識した上で意思表示をしなければ,これを当該契約による利益を受ける旨の意思表示と評価することはできない。

原告 A は被告プロミスに対して弁済し,原告 C は本件契約切替に応じ ているが, 同原告らは,同人らが当時クラヴィスに対し過払金返還請求権を 有していたこと及び本件債務引受が存在することを認識していなかったもの と認められ(同人らがこれらを知っていたのであれば,明示的に受益の意思 表示をして被告プロミス及びクラヴィスに対し過払金の返還請求をするはず であるが,同人らは,そのような請求をしていない。),そもそも受益の意 思表示をする状況になかった。また,前記1で補正の上引用した原判決の

「第3 当裁判所の判断」中の2(3)及び5(1)に説示のとおり,原告 A が受け取った債権譲渡通知書(甲2)や原告 C が提出した残高確認書兼振込代 行申込書(丙4)等には本件債務引受及び受益の意思表示に関する記載は全 く存在せず,同原告らを含む顧客において,同各書面により,過払金返還債 務を被告プロミスが負担するとの趣旨であると認識あるいは理解することは できず,同原告らの弁済や本件契約切替をもって本件債務引受についての受 益の意思表示があったとはいえない。

したがって、同原告らの上記主張は、採用することができない。

(3) 信義則違反について

原告らは、被告プロミスは、100%子会社であるクラヴィスの顧客・貸 付債権の譲渡を受けクラヴィスを廃業させてその積極財産と収入の道を奪い、 顧客は、他の選択肢もなく従わざるを得ないという状況の下で、積極財産を 奪い、かつ、全てを決定した主体であるから、クラヴィスの原告 A 及び同 *C* に対する過払金返還債務を承継しないと主張するのは信義則に反する旨 主張する。

しかしながら、甲24,丙2の1及び弁論の全趣旨によれば、被告プロミスは、企業としての経営判断に基づき、クラヴィスの顧客の利益の保護を図

るとともに切替契約に係る業務を潤滑に推進することを目的として本件業務 提携契約や本件債権譲渡契約を締結したものであるところ、本件全証拠をも ってしても、被告プロミスが子会社であるクラヴィスの積極財産と収入の道 を奪い、クラヴィスの顧客の利益を奪うための手段として上記各契約を締結 したものとは認められない。また、丙2の1、丙5及び弁論の全趣旨によれ ば、被告プロミスは、クラヴィスに対し、債権譲渡の対価を払っていること が認められ、同認定を覆すに足りる証拠はない。この点につき、原告らは、 被告プロミスはクラヴィスに債権譲渡代金を払っていない旨主張し、甲25 の1~3、甲26の1・2を提出するが、これをもっては、被告プロミスの 債権譲渡の対価の支払の事実を否定することはできず、被告プロミスがクラ ヴィスの積極財産を減少させたことを裏付けるものともいえない。なお、当 審の口頭弁論終結時において、クラヴィスが支払不能の状態にあり、原告

及び同 *◇* のクラヴィスに対する過払金返還請求債権の回収が不可能であることを認めるに足りる証拠はない。

また、同原告らは、顧客が、他の選択肢もなく債権譲渡や契約切替えに従 わざるを得ない状況にあった旨主張するが、本件債権譲渡において債務者の 承諾を必要とするとの制限があったとは認められないし、本件契約切替につ いても、丙1の1~3、丙4、5及び弁論の全趣旨によれば、原告 C はク ラヴィスとの約定に従って計算された借入金についての残債務額を確認した 上で、自らの意思で被告プロミスに振込代行を依頼し、当該債務を支払った ものであって、被告プロミスが、原告 C に対し、本来支払義務がない債務 の返済をさせたとはいえず、本件契約切替による貸付金及びその利息の返済 もその契約に基づく当然の債務の履行にすぎないということができるから、 同原告らの上記主張は、採用することができない。

以上によれば、被告プロミスが、クラヴィスの原告 A 及び同 C に対す る過払金返還債務を承継しないと主張することが信義則に反するとはいえな *د ۲*۷

(4) 被告プロミス及び同ネオラインは悪意の受益者ではないこと

原告らは、本件業務提携契約によれば、対象顧客の選定は被告プロミスと クラヴィスが協議して行うとされているから、切替契約や債権譲渡契約の際 には、クラヴィスから被告プロミスに当該顧客の情報が提供されており、被 告プロミスは、悪意の受益者である旨主張する。

しかし、被告プロミスの悪意の有無は、被告プロミスがクラヴィスから譲 り受けた債権が存在せず、当該債権の弁済として受け取った金員が不当利得 となることを知っていたか否かに係るところ、弁論の全趣旨によれば、被告 プロミスは、譲受債権や過払金返還債務の存否を問わず、債権を譲り受けた ことが認められるから、原告 A 及び同 B に対する不当利得返還債務につ いて悪意の受益者とは認められない特段の事情がある。被告ネオラインにつ いても、原告 B から弁済を受けた原告 B 取引③について、当該債権が存 在せずその弁済が不当利得となることを知っていたと認めるに足りる証拠は なく、悪意の受益者とは認められない特段の事情がある。また、原告 A 及 び同 B は、被告らの悪意が推定されると主張するが、被告らは債権譲渡を 受けたにすぎない者であり、当然に上記推定が働くとはいえない。

なお、当審における被告ネオラインの一般的悪意に関する補充主張(2)については、前記1で補正の上引用した原判決の「第3 当裁判所の判断」中の 1に説示のとおりであり、同主張は、採用することができない。

(5) 被告ネオラインの消滅時効の主張について

原告 A 取引①のうち第1取引と第2取引は別個の取引であり,第1取引 の終了から甲事件の原告 A の訴え提起まで10年以上が経過しているから, 同取引に基づく過払金返還請求権が時効により消滅したことは,前記1で補 正の上引用した原判決の「第3 当裁判所の判断」中の2(2)説示のとおりで ある。 この点につき、原告 A は、被告ネオラインがクラヴィスの債務を引き受けた旨自認しており、被告ネオラインの時効主張に係るクラヴィスの原告A

(こ対する過払金返還債務は,第1審共同被告であったクラヴィスからの控 訴がなく,判決によりその存在が確定しているから,被告ネオラインの時効 の主張は失当である旨主張する。

しかし、確定判決の効力は当事者間にしか及ばないところ、被告ネオラインは、クラヴィスの債務の引受を自認するものの、同時に時効による債務の 消滅を主張していることは明らかであるから、時効の利益を放棄する意思が あるとはいえず、原告 A の上記主張は、採用することができない。

なお、被告ネオラインは、過払金返還請求権の消滅時効の起算点は過払金 発生時であるから、本訴が提起された時点で既にその発生から10年を経過 した過払金返還請求権は時効消滅している旨主張するが、過払金充当合意を 含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引により 発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について 上記内容と異なる合意が存在するなど特段の事情がない限り、同取引が終了 した時点から進行するものと解するのが相当である(最高裁平成21年1月 22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁)。本件では上記特段の事 情は認められないから、被告ネオラインの上記主張は、採用することができ ない。

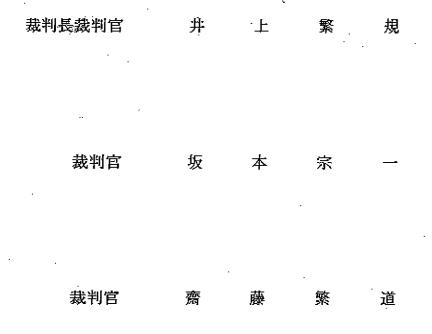
第4 結 論

以上によれば、(1) 原告 A の甲事件請求は、被告らに対し、連帯して42 万円の支払、及び、被告ネオラインに対し、8万1676円及びうち8万09 43円に対する平成19年9月12日から支払済みまで民法704条前段所定 の年5分の割合による利息の支払を求める限度で理由があり、その余は理由が なく、(2) 原告 B の甲事件請求は、被告ネオラインに対し11万7465円 の支払(うち10万3465円については被告プロミスとの連帯支払)、及び、 被告プロミスに対し10万3465円の支払(被告ネオラインとの連帯支払) を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、(3) 原告 C の被告プロミ スに対する甲事件本訴請求は理由がなく、(4) 被告プロミスの原告 C に対す る乙事件反訴請求は全て理由がある。

したがって、(1) 原告 A 原告 B 及び原告 C の本件各控訴はいずれも 理由がなく、(2) 被告ネオラインの控訴は、① 原告 A に対する控訴につき、 本判決主文4項(1)アの限度で理由があり、② 原告 B に対する控訴は理由が ない。

よって、(1) 原告 A 原告 B 及び原告 C の本件各控訴をいずれも棄却 し、(2)① 被告ネオラインの原告 A に対する控訴に基づき、原判決主文1項 の(2)及び(3)中の原告 A と被告ネオラインに関する部分を、本判決主文4項(1) のア及びイのとおり変更し、② 被告ネオラインの原告 B に対する控訴を棄 却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第15民事部



2012 02/08 WED 11:59 FAX 03 3291 6353 大手町共同法律事務所

 $[\underline{a}]$  017/020

(別紙)

## 過払い金計算書

<sub>0</sub>

平年:365日、閏年:366日 過払金利(年) 0.05

日付	借入額	返済額	利率(年)	日数	法定金利額	未払利息	元本充当額	
H13.2.13	100,000							100,000
H13.3.7	· · · · ·	5,000	0,18	. 22	1,084.	0	3,916	96,084
H13.4.12		5,000	<u>0.18</u>	36	1,705	0	3,295	92,789
H13.5.10		5,000	0.18	28	1,281	<u>′</u> 0	3,719	89,070
<u>H13.6.8</u>		<u> </u>	0.18	29	1,273	0	3,727	85,343
H13.7.12		5,000	<u>0.18</u>	34	1,430	0	<u>3,570</u>	81,773
H13.7.16	100,000		0,18	. 4	161	161	0	<u> </u>
H13.8.14		10,000	0. <u>18</u>	29	2,599	0	7,240	174,533
H13.9.11	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u>    10,00</u> 0	0.18	28	2,409	0	7.591	166,942
H13.10.11		10,000	0.18	30	2.469	. 0	7,531	159,411
H13.11.12		<u>10.000</u> .	0.18	32	2,515	· 0.	7,485	151,926
H13.12.5	130,000		0.18	<u>23</u>	1.723	1,723	0	281,926
H13.12.12	,	10,000	0.18	7	973	0	7,304	274,622
H13.12.20	11,000		0.18	<u> </u>	1,083	1,083	0	285,622
H14.1.16		10,0 <u>00</u>	0.18	27	3,803	0	5,114	280,508
H14.2.8	100,000		0.18	23	3,181	3;181	0	380,508
H14.2.8		<u>13,000</u>	0.18	0	. 0	0	9,819	370,689
H14.3.11	•	25, <u>000</u>	0.18	31	5,666	0	19,334	351,355
H14.3.25	25,000		0.18	14	2,425	2,425	0	376,355
H14.4.12		<u>25,00</u> 0	0.18	18	3,340	0	19,235	357,120
H14.4.17	10,000		0.18	5	880	880	0	367,120
H14.4.18	100,000	· · ·	0.18	1	181	1,061	0	<u>46</u> 7,120
H14.5.13		<u>30,000</u>	0.18	25	5,759	0	23,180	443,940
H14.6.12		29.000	0.18	30	6,567	· 0	22,433	421,507
H14.7.15	·	30,000	0.18	33	6.859	0	23,141	398,366
H14.8.9	59,000		0.18	25	4,911	4.911	0	457,366
H14.8.14		30,000	0.18	5	1,127		23,962	433,404
H14.9.12		25, <b>00</b> 0	0.18	29	6,198	0	18,802	414,602
H14.10.15		30,000	0.18	33	6,747	0	23,253	391,349
H14.10.31	51,000		0.18	<u>, 16</u>	3,087	3,087	0	<u>442,349</u>
H14.11.13		28,000	0.18	13	2,835	0	22,078	420,271
H14.11.27	1 <u>7,000  </u>		0,18	14	2,901	2,901	0	437.271
H14.12.12	-	12,000	0.18		3,234	0	5,865	431,406
H15.1.14		20,000	0.18	33	7,020	0	12.980	418,426
H15.2.14		2 <u>0.0</u> 00	0.18	31	6,396	0	13,604	404,822
H15.3.3	15,000		<u> </u>	17	3,393	3, <u>393</u>		419,822
H15.3.11		25,000	0.18	8	1,6 <u>56</u>		19,951	399,871
H15.3.14	15,000		0.18	3	591	591		414,871
H15.4.14		14, <u>000</u>	0.18	31	6,342	<u> </u>	7,067	407,804
H15.5.13		20,000	0.18		5,832	0	14,168	393,636
H15.6.12		<u>15,000</u>	0.18	30	5,823	<u> </u>	9,177	384,459
<u>H15,7.</u> 11		15, <u>0</u> 00	0.18	29	5,498	0	9,502	374,957
H15.8.12		15,000	0.18	32	5,917	0	9,083	365,874
H15.8.15	18,000		0.18	3	541	541	0	383,874
H15.9.11		15,000	0.18	27	5,111	0	9.348	374,526
H15.10.9		15,000	0.18	28	<b>5,1</b> 71	0	9,829	364,697

17

-

.

			۱	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				:
	借入額	返済額	利率(年)	日数	法定金利額	未払利息	元本充当額	
H15.11.11		20,000	0,18		5,935	0	14,065	<u>72,75,44</u> 350,632
H15.11.21	10,000		0,18	10	1,729	1,729	0	360,632
H15.12.11	1 10,000	15,000	0.18	20	3,556	0	9,715	350,917
H15.12.31	· · · · · -		0.18	20	3,461	3,461	0	350,917
H16.1.14	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	15,000	0,18	14	2,416	0	9,123	341,794
H16.2.13		15,000	0.18	30	5,042	0	9,958	331,836
H16.3.10		15,000	0.18	26	4,243	0	10,757	321,079
H16,4.13		15,000	0.18	34	5,368	0	9,632	311,447
H16.4.13	10,000		0.18	0,	. 0	0	0	321,447
H16.5.12		15,000	0,18	29	4,584	0	10,416	311,031
H16.6.11		15,000	0.18	30	4,588	0	10,412	300,619
H16.7.14		15,000	0.18	33	4,878	0	10,122	290,497
H16.8.5	10,000		0.18	22	3,143	3,143	0	300,497
H16.8.11	<u> </u>	15,000	0.18	6	886	0	10,971	<u>289,5<b>2</b>6</u>
H16.9.13		<u>15,000</u>	0.18	33	. 4,698	0	10,302	<u>279,224</u>
H16.10.13	ļ	15,000	0.18	30	4,119	0	10,881	268,343
H16.11.11	·	15,000	0.18	29	3,827	0	<u> </u>	257,1 <u>70</u>
H16.12.14		15,000	0.18	33	4.173	0	10,827	<u>246,343</u>
H16.12.31			0.18	17	2,059	2,059	0	246,343
H17.1.11	20,000		0.18	11	1.336	3,395	0	266,343
H17.1.11	<u> </u>	15,000	0.18		0	0	11,605	<u>254.738</u>
H17.2.7	·	15,000	0.18	27	3,391	0	11,609	243.129
H17.3.10		15,000	0.18	31	3,716	0	11,284	231.845
H17.4.8	· ·	20,000	0.18	29	3,315	0	16,685	215,160
H17.5.10	· · ·	15,000	0.18	<u>32</u> 31	3,395		11,605	203,555
H17.6.10	·	15,000	0.18	28	2,646	0	11,889	191,666
H17.7.8 H17.8.10		<u> </u>	0.18	33	2,918		12,082	<u>179,312</u> 167,230
		15,000	0.18	33	2,721	0	12,279	154,951
H17.9.12 H17.10.11		15,000	0.18	29	2,216	0	12,784	142,167
H17.11.10		15,000	0.18	30	2,103	0	12,897	129,270
H17.12.5	50,000	10,000	0.18	2.5	1,593	1,593	0	179,270
H17.12.12		15,000	0.18	7	618	• 0	12,789	166,481
H18.1.11		15,000	0.18	30	2,463	Ō	12,537	153,944
H18.2.6		15,000	0.18	26	1,973	0	13.027	140.917
H18.3.10		15,000	0.18	32	2,223	0	12,777	128,140
H18.4.1.1	·	10,000	0.18	32	2,022	0	7,978	120,162
H18.5.15		15,000	0.18	34	2,014	0	12,986	107,176
H18.6.12		15,000	0.18	28	1,479	· 0	13,521	93.655
H18.7.10		20,000	0.18	28	1.293	0	18,707	74,948
H18.8.10		15,000	0.18	31	1,145	0	13,855	61.093
H18.9.11		15,000	0.18	32	964	0	14.036	47,057
H18.10.10		15,000	0.18	29	672	. 0	14,328	32,729
H18.11.13		15,000	0.18	34	548	. 0	14,452	18.277
H18.1 <u>2.11</u>		15,000	0.18	28	252	0	14,748	3.529
H19.1.11		15,000	0.18	31	53		14,947	-11,418
<u>H19.1.19</u>			0.05	8	-13	. 0		28,569
H19.2.13		15,000	0.18	25	352	0	14,648	13.921
H19,3.12		15,000	0.18	27	185	0	14,815	-894
H19.4.10		15,000	0.05	29	-4	-4	15,000	-15,894
H19 <u>.5.1</u>	10,000		0.05	21	-46	<u> </u>	15 000	-5,943
H19.5.14		15.000	0.05	1 <u>3</u>	-86	-97	15,000	-20,943 -35,943
H19.6.13	·	15,000	0.05	<u>30</u> 28	-138	-235	15,000	-50,943
H19.7.11		15,000	0.001	 8	-130		10,000	50,545

18

. •

				, , , , <i>, , ,</i>	e e e . 		. :		
	日付 H19.8.10	借入額	返済額 15,0 <u>0</u> 0	利率(年) 0.05	日数 30	<u>法定金利額</u> 	-444	<u>元本充当額</u> 15,000	
	<u>H19.9.11</u>		15,000	0.05	32	-289	-733	15,000	-80,943
				, ·			· .	· ′ · · ·	
									  ,
				,					
	<b>،</b> . ،		· ·	, · •		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		, , ,	
, r	·			· ·	·	· · ·		· · · ·	•
·				, · · ·	· .		,		
		. ·	· · · ·	÷				,	· . ·
						· · ·		· · · ·	
			•	• •			· .		
- r	·	· · ·		· · ·				,	•
						• •	•		· .
						•			
							·		

## 2012 02/08 WED 12:00 FAX 共同法律 務所

## 082250-01 (高)東東

二記は正本である。

裁判所書記官伊

平成23<del>76</del>月22日,

京高等裁判所第1-5 民事部

1/1020/020